及びロに係る値を用いるものとする。

$$\mathrm{LR}\times\left\{\frac{\mu\times\exp\left(\mathrm{N}^{-1}(0.995)\times\sqrt{\log\left(\frac{\sigma^2}{\mu^2}+1\right)}\right)}{\sqrt{\frac{\sigma^2}{\mu^2}+1}}-\min(\mu,1)\right\}$$

LRは、基準日の翌日以降十二月間の発生事故（ただし、第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額の対象となる事故を除く。）に係る基準日時点の現在推計の額と整合的な期待最終正味損害率の値

exp(x)は、自然対数の底をx乗した値（次条において同じ。）

N^{-1}（　）は、標準正規分布の累積分布関数の逆関数（次条において同じ。）

μは、平均（この号及び次条において同じ。）

σ^2は、分散（この号及び次条において同じ。）

イ　μは、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i \mathrm{Z_i}\times\mathrm{P_i}}{\mathrm{P}}$$

$\mathrm{Z_i}$は、事業年度iの前号イ⑵に掲げる実績データの値を同号ロに掲げる予測データの値で除した値（ロにおいて同じ。）

$\mathrm{P_i}$は、事業年度iの同号イ⑴に掲げる実績データの値（ロにおいて同じ。）

Pは、全ての事業年度iに対する$\mathrm{P_i}$の合計額（ロにおいて同じ。）

ロ　σ^2は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i(\mathrm{Z_i}-\mu)^2\times\mathrm{P_i}}{\left(\mathrm{P}-\sum_i\mathrm{P_i}^2/\mathrm{P}\right)}$$

（支払備金におけるリスク係数の算出）

第八十七条　地理的区分の日本に対応する支払備金リスクのリスク係数は、地域区分及び商品区分ごとに、第一号に掲げるデータを用いて、第二号に定める算式により算出するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は当該データを調整することができる。

一　直近十年以上における各事業年度の次のイ及びロに掲げるデータの区分に応じ、当該イ及びロに定めるものとする。

イ　実績データ　次に掲げるもの

⑴　各事業年度の前事業年度以前の発生事故に係る当該各事業年度の支払保険金の額

⑵　各事業年度の前事業年度以前の発生事故に係る当該各事業年度末時点の支払備金の額（将来キャッシュ・フローの額の確率加重平均のうち既経過責任に係るものをいう。以下この条において同じ。）

ロ　予測データ　各事業年度の前事業年度末時点の支払備金の額

二　支払備金リスクのリスク係数は次の算式を用いて算出するものとする。この場合において次のイ及びロに係る値を用いるものとする。

$$\frac{\mu\times\exp\left(\mathrm{N}^{-1}(0.995)\times\sqrt{\log\left(\frac{\sigma^2}{\mu^2}+1\right)}\right)}{\sqrt{\frac{\sigma^2}{\mu^2}+1}}-\min(\mu,1)$$

イ　μは、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i \mathrm{Z_i}\times\mathrm{V_i}}{\mathrm{V}}$$

$\mathrm{Z_i}$は、事業年度iの前号イ⑴及び⑵に掲げる実績データの合計額を同号ロに掲げる予測データの値で除した値（ロにおいて同じ。）

$\mathrm{V_i}$は、事業年度iの同号ロに掲げる予測データの値（ロにおいて同じ。）

Vは、全ての事業年度iに対する$\mathrm{V_i}$の合計額

ロ　σ^2は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\beta^2}{\mathrm{PCO}}$$

β^2は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i(\mathrm{Z_i}-\mu)^2\times\mathrm{V_i}}{\mathrm{n}-1}$$

nは、事業年度iの数

PCOは、基準日時点の正味支払備金の額（正味現在推計の額に係る支払備金の額をいう。）

（保険料リスク及び支払備金リスクの算出のためのデータに関連する事項）

第八十八条　第八十六条第一号及び前条第一号に定めるデータは、リスク削減手法による回収額控除後の正味のデータとする。ただし、当該リスク削減手法による回収額控除後の正味のデータを使用した場合と比べて、損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数の過小評価のおそれがないことを実証できる場合は、リスク削減手法による回収額控除前のデータとすることができる。

第五款　損害保険リスクの統合

（損害保険リスクの統合）

第八十九条　第八十二条に掲げる統合方法は、次の各号に定める方法をいう。

一　地域区分及び商品区分ごとに、保険料リスクの額と支払備金リスクの額を相関係数を0.25とし